

[6]

氏名(本籍地)	宮坂 順子(長野県)		
学位	博士(学術)		
学位記番号	博甲第30号		
学位授与年月日	平成17年3月8日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当		
論文題目	多重債務者問題にみる現代日本の「日常的貧困」についての研究 —ジェンダー・消費者教育・生活福祉の視点から—		
論文審査委員	(主査)	教授	伊藤 セツ
		教授	秋山 智久
		教授	坂東 眞理子
	横浜国立大学	教授	西村 隆男

論文要旨

今日国際的規模で「貧困」が注目されている。例えば、世界人口約63億人中5人に1人が極貧状態にあるといわれている。しかし、日本においては「貧困」の意味がこれとは異なった様相を呈している。本研究が着目した多重債務者問題は、今日の日本の大きな生活問題の一つであり、早急に解決されなければならない社会問題であり、さらに貧困問題であるといえる。

申請者の研究目的は、日本の現在の多重債務者問題の所在と多重債務者が陥っている「日常的貧困」の状態を明らかにし、その貧困に歯止めをかける方策を、消費者教育を中心に、生活福祉の視点から検討することにある。

本研究で使用するデータは、政府・民間統計のほか、家計専門相談窓口の相談記録及び多重債務者当事者へのインタビュー調査の結果である。

本研究は、多重債務がもたらす貧困を、過剰な生産と消費の中に消費者信用が介在して誘発した日常生活の中に入り込んだ「貧困」ととらえて「日常的貧困」という概念を用い、また、その貧困は、消費をめぐるジェンダー関係と無関係ではありえないとの仮説のもとに、ジェンダー視点を導入して行われているという特徴をもつ。

本研究は、序章に続き、第1章から第6章、終章で構成されている。

序章では、本研究の背景及び目的、多重債務者問題の変遷について述べ、研究枠組みを示し、本研究に用いる基本タームを定義し、本研究に関わる内外の先行研究のレビューを行った。

第1章は、「多重債務者問題と消費者信用の浸透」と題して、第1に、日本における現行の政府・民間統計を用いて、多重債務者と関連数量の確定と問題の所在を確認し、第2に、消費者信用の定義、経済的意義と供与形態、消費者信用の法規制等を叙述し、第3に、消費者信用と女性とのかかわりを米国

の「信用機会均等法」の成立過程から概観している。

第2章では、「家計と債務に関する政府統計」と題して、第1に、現行政府家計統計から、負債に関する項目分類の特定を行い、第2に、これら統計から勤労者世帯における家計の負債、特に「消費者信用関連負債」の推移とその増加要因を把握・検討し、さらに単身世帯および母子世帯の家計を用いて、ジェンダー視点からの検討を行い、一般家計においても、「日常的貧困」が身近なものであることを指摘している。

第3章、第4章は、本研究の独自の調査や相談記録分析による多重債務者の諸相に関する実証研究部分である。ここでは、アンケート、インタビュー、家計調査を実施し、多重債務者問題の独自の分析を展開している。まず、第3章では、第1に、当事者団体に実施した調査結果を基に、多重債務者問題とジェンダーの関係を分析しているが、その結果、多重債務に陥る状況には、性別役割分業をはじめとするジェンダー課題が組み込まれていることが明らかにされた。第2に、家計専門相談機関の相談記録の分析より、世帯形態別の多重債務者問題を検討するが、その際、まず「有配偶者世帯」における多重債務の要因を夫妻の関係で把握し、続いて「配偶者なし世帯」における、多様な多重債務者問題が抽出される。

第4章では、有配偶者へのインタビュー調査を実施し、その際、一部、債務整理前後の家計の実態調査を行って分析が進められ、借金返済における家族の協力及び夫妻の関係性の現実から、「日常的貧困」状態におかれた夫妻の多様なジェンダー関係が浮き彫りになる。

第5章では、社会人に向けたジェンダーセンシティブな消費者教育の可能性を追求するために、全国の「消費生活センター」と「女性センター」を対象に、全数アンケート調査が実施される。この全国的な社会教育・生涯教育機関の回答から得られた結果から、これら機関が資源としてもつ新たな消費者教育の展開の可能性を引き出そうとする。

第6章では、本研究の結論として、冒頭に提起した筆者の独自の貧困概念である「日常的貧困」が検討され、理論化される。従来の「貧困研究」・「貧困」概念の変遷を貧困研究の歴史を追って概観し、申請者独自の「日常的貧困」概念を、「社会的排除の理論」に位置づけて、貧困概念の拡大をはかろうとした。ここで、この研究が仮説として設定し、検証された結果を再確認する意味で、米国でも注目され始めた多重債務者問題とジェンダー（女性）とのかかわりがとりあげられる。最後に多重債務者問題の申請者による再定義が行われ、ジェンダー・消費者教育・生活福祉からの多重債務者問題の防止と発生後の対策・自立支援についての施策が提示され、本研究で得られた知見及び今後の課題が明らかにされて論文を結んでいる。

審査報告要旨

この研究は、日本においても今日的テーマ性が高い重要な問題を扱っている。

多重債務者問題は深刻であるにもかかわらず、それに関する研究そのものも決して多いとはいえない。ましてや、それにジェンダー視点を加え、単に消費者教育の立場からばかりではなく、生活福祉の視点とつなぐという展開、さらに、多重債務者の陥っている貧困を「日常的貧困」という概念でとらえて、従来の貧困概念には包摂されないこの貧困状態を「社会的排除」の概念に位置づけようとした研究はも

とより皆無であり、独自の論文として評価される。

申請者は、第一段階として、多重債務者の実態の基礎となる家計の債務・負債のデータを政府統計、民間の調査・統計であますところなく押える。その上で、第二段階として、自ら多重債務者の相談員として働き、多重債務者の生の声を聞き、相談記録を分析し、多重債務被害者の会にも加わって、調査・インタビューを行い、そのオリジナル・データをさまざまな手法を駆使して詳細に分析した。申請者は、このデータに多重債務者のジェンダー関係を語らせ、パターン化し、何が支援となるか、どのような消費者教育が必要であるかを導き出そうとした。この部分は、修士論文から引き継がれたもっとも時間をかけたところであり、量質ともに他の追随を許さない内容となっている。

第三段階として、申請者自身が専門的資格も持ち、仕事としてきた全国の「消費生活センター」・「女性センター」に全数調査を行い、生涯教育としての消費者教育の現実的可能性を求めて、行政の既存の施設という資源を生かす可能性を探っている。

審査委員会では、第一に、多重債務者問題という複雑で多様なかつプライバシーの壁に遮られることの多い研究テーマで、政府統計でも把握困難な世帯の家計・負債の問題を、とりわけ実態把握の困難な多重債務者当事者に肉薄して、類例のない実態把握を行ったことが評価された。第二に、多重債務者問題に仮説として「貧困の女性化」というジェンダー視点を入れ、実証しようとしたことが評価された。申請者は多重債務にかぎらず、消費とジェンダー・消費者問題とジェンダーに関心を寄せていたが、夫妻・男女のジェンダー関係を明らかにしようとする確かな意図をもった調査・インタビューが、この研究に生命を与えている。第三に、従来の消費者教育部門での多重債務者問題の研究に、生活福祉という新たな切り口をもって挑んだことも評価された。多重債務相談員としての現場経験から、単に事後処理のためだけではなく、より適切な問題解決のために、相談員に福祉専門職との類似性を見出して、専門的援助技術の方法を共有する必要性を主張した。この点はフランス等ではすでに試みられていることではあるが、消費者教育と一部社会福祉領域での研究と実践の蓄積の結合は日本においても注目され始めており、重要な視点である。

しかし、審査委員会によって問題点として最後まで指摘されたことは、二点ある。第一は、従来の貧困概念枠には組み込まれない「日常的貧困」を、結論的に「社会的排除」の理論と結びつける発想を評価しながらも、そのプロセスが必ずしも十分といえず、また「日常的貧困」という独自の貧困概念のネーミングも他に適切な表現・用語はないかということであった。もし申請者がさらに適切な用語に到達した時点では、学術の世界にはしばしば見られる用語の転換への勇気を見守りたいというのが審査員の合意点である。申請者の今後の課題であろう。第二は、審査の過程でしばしばジェンダー視点がスローガンのようになってはいないかという疑問が出された点である。ジェンダー視点はすべての研究領域でメインストリーミング化しなければならないが、本研究のように、これほど詳細をきわめた、夫妻・男女のジェンダー関係の実証分析であっても、ジェンダー視点を入れる際の手順・叙述には特別手堅い説得性が必要とされるということの指摘であった。

とはいえ、審査員四名は、本研究の内容を詳細に審査した結果、本研究が修士課程から博士課程まで一貫して手堅い手法をもって推し進められていること、多重債務者問題研究に従来にない新たな学術的貢献をしたことを認め、本研究が、博士（学術）を取得するにふさわしい内容であることを一致して認めるものである。